

亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会 議事概要 (第3回会議)

1. 日時

平成26年10月28日 14:00～16:00

2. 場所

亀岡市役所 3階302・303会議室

3. 会議次第

1 開会

2 協議事項

(1) 第2回亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会のまとめについて 資料1

(2) 亀岡市いきいき長寿プラン(素案)について

ア 概要について 資料2

イ 施策体系と取り組み方針

ウ 地域支援事業について

(3) その他

3 閉会

4. 配布資料

- ・資料1 第2回亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会のまとめ
- ・資料2 亀岡市いきいき長寿プラン【素案】

5. 参加者(敬称略)

- ・松田 美智子【会長】 天理大学
- ・吉中 康子 京都学園大学
- ・飯野 茂 【副会長】 亀岡市医師会
- ・天野 浩 (欠席) 亀岡市歯科医師会
- ・岩田 庄司 亀岡市薬剤師会
- ・片岡 清志 亀岡市社会福祉協議会
- ・中川 國彦 亀岡市民生委員児童委員協議会
- ・有田 勇 (欠席) 公益社団法人亀岡市シルバー人材センター
- ・細川 景子 社会福祉法人利生会
- ・前渕 功 (欠席) 社会福祉法人友愛会

- ・小早川 康子 亀岡ボランティア連絡協議会
- ・三好 祐一郎 亀岡市老人クラブ連合会
- ・柳原 和明 亀岡市自治会連合会
- ・前田 直美 市民代表
- ・八木 愛子 市民代表
- ・高尾 浩之 京都府南丹広域振興局

<事務局>

- ・ 亀岡市 健康福祉部 高齢福祉課
- ・ 亀岡市 健康福祉部 健康増進課
- ・ 株式会社サーベイリサーチセンター

6. 主な協議内容

(事務局)

- ・ 欠席3名のお知らせ

(会長)

【あいさつ】

協議事項1) 第2回亀岡市いきいき長寿プラン推進協議会のまとめについて 資料1

協議事項2) 亀岡市いきいき長寿プラン(素案)について 資料2

(事務局資料説明)

(事務局) 資料1～資料2

【質疑応答】

(会長)

・ 資料1、前回のまとめについてはご意見がないようですので、次に、介護予防日常生活支援総合事業についてご意見やご提案があれば、積極的にご発言いただきたいと思います。

(委員)

・ 将来的な人口推計について、この推計では介護保険の住所地特例は考慮されていないと考えてよいですか。

・亀岡市は住所地特例を何らかの方法で意図的に施策に反映する考えはありますか。亀岡市内の介護施設を、亀岡市外に住んでおられた方が亀岡市に住民票を移動して利用されているケースが多々あると思いますが、今後、住所地特例を講じていかないと財政的に厳しくなるのではないかと思います。人口推計についても、そういった点で考えていけば、もう少し比率が変わる可能性があると思います。無条件に受け入れると、高齢化率がさらに進むという危険性を含んでいると思います。

(事務局)

・住所地特例は考慮していません。
・施設を建てると高齢者が増えるというのも一つの考え方だと思います。特別養護老人ホームに入居される方は一人暮らしで年金生活をしている方が多く、施設に入居されている方のほとんどが負担限度額証を持っておられます。負担限度額証は、食費、居住費は一定金額、残りは給付費で払うという方を対象に発行されます。そうすると給付費は確実に増えていきます。保険料が高騰し、10年後には介護保険料が8,200円になるのではないかと国も言っていますが、保険給付費を増やさないためにはどうしたらいいかという中で、今、こうした地域支援事業の見直しが出てきています。

(委員)

・来期以降の施策の中に高齢者向け住宅の整備があると思います。サービス付き高齢者向け住宅といったものが地域資源として、外部からの事業参入も望める状況ではないかと思います。サービス付き高齢者向け住宅や軽費老人ホームといったものであれば、今ある老健や特養に比べて負担はかなり少ないと思います。そういった施設を設置することで、その受け入れの段階で住所地特例で歯止めをかけることも考えられるのではないのでしょうか。
・今後、施設介護返上では対応できないと思うので、介護サービスについては在宅サービスの拡充、サービスの種類を増やし、昔でいう横出しのような亀岡の特色を出せるようなサービス設定も含まれると思います。そういったものを使って、在宅介護を充実していただければ、施設サービスを必要とする方の増加を抑制することは多分できると思います。介護サービスについては、在宅に重点を置いていただき、住宅政策については、今申しあげた考え方もできるのではないかと考えています。

(事務局)

・サービス付き高齢者向け住宅は平成23年に高齢者住まい法が変わり、新たにできた制度です。亀岡市内にも2箇所あります。新聞に、サービス付き高齢者向け住宅の抱え込みや介護づけという記事も載っていましたが、そういうことも踏まえて、亀岡市として慎重にサービ

ス付き高齢者向け住宅や住まいについて、今回、皆さんにご協議いただき、どのように計画に反映していくべきか考えているところです。

(委員)

・地域支援事業を実施していく上で、地域ケア会議といったものがあると思いますが、以前にも亀岡市の現在の地域ケア会議の開催状況には大変地域格差があり、何か問題があるのではないかと、取り組み方を変えなければならないのではないですかとおたずねしたと思います。来期以降は、さらにその辺を推進していかないと、それこそ地域支援事業の構築はどんどん遅れていく可能性は高いと思います。また、コーディネーターの育成にしてもその辺が下地づくりになると思います。来期以降の地域ケア会議の推進について、どのように考えておられますか。

(事務局)

・現在、地域ケア会議は各町で年間2回程度開催されています。ひとことで言うと、イメージを分かってもらおうというところではないのが現状です。これから重要となるのが、いわゆる個別課題です。個別課題をちゃんと見て、そこから地域課題を拾い上げていく。その地域課題を地域ケア推進会議で諮り、課題解決に向けて検討していかなければならないと思っています。

それと併せて、ケアプランチェックが必要だと思っています。各地域包括支援センターの持っているケアプランを見返し、そこにあるサービスでないといけないのか、今後、地域支援事業に分けることができるのかを見ていく。この2つを柱にしながら進めていきたいと思っています。地域ケア会議を急激に各地域包括支援センターが持てるのかということ、地域包括支援センターの体制もありますから、現実的にできるかどうかという問題はありますが、この2つを柱としながら進めていくことによって、地域支援事業に移行させていく準備をまずは始めていく。来年度にかけての動きとして持っていくところではないかと思っています。

・サービス付き高齢者向け住宅に入っていると、医療が発生します。医療病床は増えないので、サービス付き高齢者向け住宅が増えるということは、いわゆる医療入院してのベッド回転を早くしないと、それこそ入院したくてもできないというようなことが生まれないのでしょうか。

(委員)

・サービス付き高齢者向け住宅については、京都府の場合は、「あんしん病院登録システム」があり、亀岡市立病院、公立南丹病院も登録していただいています。この周辺地域の利用者が入院を必要とした場合は、そのシステムを活用して対応します。長期に至るものであれば、

多分、サービス付き高齢者向け住宅でケアするのは難しい身体状況の方だと思われるので、日常発生する軽度の肺炎、突発的な身体変化に関する医療システムもできていますから、そこはそれほど必要ないのではないかと思います。基本的に、医療や介護の抱え込みは考えていかなければなりません、基本はかかりつけ医、主治医的な立場の方がおられ、適切な、定期的な訪問診療という形で対応されています。それを抱え込みとってしまうと、もう何もできない状況です。新聞で問題になっているのは、訪問診療の頻度や質的な問題に疑義のある内容がごく一部の業者で発生しているのが新聞に取り上げられただけであって、そういう状態にあるのはわずかだと思います。それよりも受け皿を用意いただける、高齢者向けの住居施設が地域に増えるというメリットの方が大きいと思います。リスクの部分は、定期的な指導やチェックで改善、予防できると思います。

(事務局)

・現在の制度では、サービス付き高齢者向け住宅には指導が入るところがないことが問題視されていて、国の方でもチェック体制を審議する必要があるといわれています。

(委員)

・介護保険適用の部分に関しては、レセプトチェックしたらいいのではありませんか。その機能が今、働いておらず、無防備で悪用されている例が発生したのだと思います。問題が発生したのですから、それに対するチェックシステムは当然、考えておられるのではないのでしょうか。まったく手が付けられない状況とは考えられませんが。

(事務局)

・まだ新しい制度なので、今からどのようにシステムを構築していくかという形になっていくのだろうと思っています。

(委員)

・来年以降、サービス付き高齢者向け住宅の増設は進まざるを得ないと思いますが、当然、それに対するチェックないし認可の段階で、今まで以上に厳しい目が向けられるのではないかと思います。なんとかその辺の問題はクリアーできるかと思います。亀岡市内にはあまりありませんが、京都府内にはサービス付き高齢者向け住宅に近い軽費老人ホームのようなものがたくさんできていますね。そういったところに亀岡市民が行かれていることを耳にします。亀岡市に住民票を置いたまま行くということは京都市内ではほとんど行われていないようですので、亀岡市が給付費を負担していないとは思いますが、ただこれから先、亀岡市から流出する部分もあるでしょうし、流入する部分もありますので、プラスマイナスゼロな

のかプラスになるのかは、今後の地域間の社会資源の競争になるのではないのでしょうか。

(事務局)

・住所地特例は、サービス付き高齢者向け住宅については 27 年 4 月から適用されますので、現在は適用されません。4 月以降に入られる方については、住所地特例が適用されることになっています。

(委員)

・これから一番問題になってくるのは、要支援の人をどこで誰がレベルを落とさず支援していくかということです。生活支援コーディネーターは大変な仕事ですから、その方をどのように探すかが非常に難しいと思います。それから自治会でやるという話もありますが、やはり素人では、どのように支援するか頭に思い浮かばないと思います。場所や人材等についてどのようにお考えになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

・まず、事業としてプロがやる部分は絶対に必要です。また、先ほど自治会でと申しあげましたが、これは一例であって、一定範囲内でやらないと地域の方が地域の中に出ていけないということがあり、逆にいうと、事業者に頼んで全部を回ってもらうのも無理がある話ですので、どこかに健康な方に集まってもらって介護予防をする。その場に対して、要支援の方や少し介護が必要な人でも出て行くことができれば出ていってもらう。逆に、その人を外に出す必要があって、周りの人が連れていくことができるのであれば、そうしたことも可能であるという、集まれる場を設けるというイメージです。

一般介護予防というのは、特殊なことをしてくれということではありません。自分の役割を持って、その場に行きたいと思われるような場づくりをする。社会の中で役割を持っていることは重要ですので、そうした場づくりを今後進めていきたいと思っています。

・生活支援コーディネーターについても難しい問題です。立ち上げは、地域で活動されている方や、民生委員の団体から 1 名とか、自治会から 1 名という形で、どんなものをつくっていけばいいかという話をしなければならぬと思います。ただ現状、会議が多く、さらに会議を増やすのかという問題がありますので、整理についても検討していきたいと思っています。すぐに整理はできませんので、お願いが増えることになるかもしれませんが、そこは精査していきたいと思っています。

(委員)

・これは個人的な話になりますが、認知症対応の施設が離れたところにあって、使い勝手も

よくありませんでしたので、既存のデイサービスの一部を認知症対応の施設にしました。そうすることによって、以前、使っていたところが空きましたので、そこを利用していただければいいかなと思います。

(事務局)

・それについては、また別個にお話しさせていただきたいと思います。

(委員)

・費用がどうなるかなどが決まっていない状態で話をしていくのは、非常に難しいと思います。

(事務局)

・金額的なものはまだはっきり出ていません。もう少ししたら分かるのではないかと思います。一定額以上でないと、受けるだけ損をするということになりますので、そこは金額が出てから別個に相談を受けながら、説明会を開催しながらということになると思っています。

(委員)

・生活支援コーディネーターの位置付けはどうなりますか。例えば、市の方から委嘱を受けるという立場になるのでしょうか。

(事務局)

・生活支援コーディネーターの位置付けについても、まだはっきりしていません。ただ、コーディネーターに対しても費用負担はかけられます。年間いくらになるのかは分かりませんが、先行して実施しているところに聞くと、百数十万円ぐらいということです。ただこれもふたを開けてみないと分かりません。年間そのぐらいの費用をかけられるものなのか、それをどんな人に受けてもらえるのか。1名と書かれていますが、生活支援コーディネーターは地域のコーディネーションをずっとしなければいけませんので、地域に1名では無理だろうと思います。そういったこともあり、どうすべきかイメージがわいていません。先進事例のとおりすると、費用が莫大になります。そんなこともできませんので、要検討としかいいようがありません。つくりあげていかなければならないものですし、そこについては、関係する中間支援団体やNPO、社協と相談させていただきながら検討していこうと思っています。

(会長)

・他にいかがですか。

(委員)

・地域包括ケアシステムが一般市民、国民にどのように浸透していかないと大変なことが起こるのでしょうか。現在は、高齢者の中だけのこととして問題視されているような認識だと思いますが、自助、公助、共助、互助というところのケアシステムは、互助でみんなが担い手になってかかわらなければならないという状況にもかかわらず、私の同世代は介護保険料を払っているけれども介護保険制度の内容について知りません。包括ケアシステムという言葉だけでも覚えておいてね、これで日本が変わるからと言っても、「包括?」「何の包括?」という感じの会話にしかありません。日本中がそういう状況だと思います。高齢者だけの問題ではないというように浸透させていかないと自治会も大変ですし、地域包括支援センターも大変だと思います。コーディネーターも支援センターしかないですよねと言われなければならないとは思いますが、多分仕事が増えて大変だからという形で気を使って、そういう発言はないのだとは思いますが。今までの仕事が増えるという認識しかこれから持たれないのであれば、やっぱり連携は大切ですし、変わるという認識を伝えていくことも大切だろうなと思います。これは日々思っていることです。

(会長)

・広く啓蒙、教育、広報のあり方についてのご意見と受け止めさせていただきます。

(委員)

・27年から介護保険の予防介護が変わるという報道やニュースによって、要支援の方が不安になっておられるという状況があります。利用者にとっては利用できなくなるのではないかという情報が先行していますので、亀岡市としては、29年4月からだというアナウンスの仕方はどのようになっていきますか。

(事務局)

・総合事業の実施時期ですが、準備もしなければなりませんし、コーディネーターを置いて受け皿づくりをした上で移行しないと、委員がおっしゃったように混乱を招くと思います。できればそういったことも含めて委員のご意見をいただきたいと思っています。国の制度としては、29年4月までに必ず一部でも実施をするという制度改正になっています。亀岡市としても、今年度の計画の中でこれを決めていかなければならないと思っていますところでは。

(委員)

・29年4月までの総合事業の延期については、条例を設けて延期をしなければなりません。

条例が議会を通るまでは、正式にはあり得ないと思います。あとは、京都府全体の話ですが、京都府域の各市町村については、来年度からの移行はありません。京都市を含めた全市町村が29年4月まで延ばすと聞いています。ただ、京丹波町は少し早めにしたということを言っているようですが、現時点ではすべての市町村が27年4月からのスタートは考えられないということです。国が情報をあまりにも小出しにしすぎて、行政としてはついて行けず、分からないという状態になっています。その辺の見極めが必要です。京都府域の市町村がすべてぎりぎりまで待つように聞いています。

(委員)

・受け皿づくりをはじめ、周辺環境整備が整っていないのに制度を断行することは考えられませんので、実施時期については、他市より早くできるように努力するという気持ちで臨んでいただければいいのかなと思います。利用者には、すぐ変わるということを心配しなくてもいいと言っていただければと思います。

(委員)

・事業所としてはそういう認識ではありますが、それをどのように伝えていけばいいのか。私の関係のところには言えますが、ほかのところは知らないというのはいけないとも思います。利用者の方は、27年度から利用できないらしいといわれていますので、制度として亀岡市はどのような方向性を持っているかということが利用者によく伝わればと思います。

(会長)

・報道はショッキングなことばかり先行した形で持っていくしますので、真に受けると不安になると思います。

(委員)

・今日はあくまで理念的な問題、方向性の説明をいただいたと思います。実際に市民の皆さんや現場におられる方々は保険料を含めて具体的な数値がどのように変わるかということに関心が高いと思います。その辺りが課題になると思いますので、資料をできるだけ早く私ども委員にいただいて、説明ばかりではなく、協議する時間を多く取れるように工夫いただければ中身のある協議ができるかと思います。

(事務局)

・11月の会議では中間報告といった形で、給付見込みや保険料についてもお示しできたらと思っています。

(委員)

・数字が出てくると、協議される部分ももっと増えるでしょうし、質問も増えて準備が大変だろうと思いますがよろしくをお願いします。

(会長)

・ほかにご意見ありませんか。

(委員)

・地域支援事業充実を拝見すると、認知症施策の推進のところには相談体制の充実がしっかり挙がっていますが、認知症の方はもちろん大変なのですが、それに加えて在宅医療全般の相談体制の充実も必要だと思いますので、(2)在宅医療・介護連携の推進のところにも相談体制の充実の項目を入れていただきたいと思います。もちろんケアマネジャーもおられますし、そういう方が一番の相談を受けていただく方ですが、在宅医療には色々な形がありますので、ケアマネジャーに加えて、例えば、保健センターや地域の情報センターや、例えば、亀岡市には地域医療介護福祉連携推進会議といったものがありますが、現場の声をもっとも吸い上げていただいて、そこから何が必要なのかとか、そういうことをくみ上げるシステムをつくっていただけたらうれしいと思います。

(事務局)

・在宅医療・介護連携の推進は、大きな会議を持って、その会議で進めているのですが、地域包括支援センターの介護の部分には委員も入っていただいております、本当に身近な現場な声はそこから吸い上げてきて、色々な事業を展開しています。相談体制についての仕組みもどこかで入れていきたいと思っています。

(副会長)

・認知症のことでしょうか。

(会長)

・いいえ。認知症だけではなく、色々なことを気軽に相談していけるような取り組みを柱の中に入れていただきたいということですね。

(委員)

・はい、そうです。

(会長)

- ・ほかにご意見ありませんか。

(事務局)

・先ほど、委員から質問がありました新事業の開始時期についてですが、先ほど、高尾委員の方からもご意見がありましたように条例設置が必要になります。この協議会での議論はすべてホームページに会議録としてアップロードしていますので、それはどなたでもご覧いただけます。その会議録でこういう議論がされていますということはおっしゃっていただけて結構です。その辺りでうまく情報提供いただければと思います。

(委員)

- ・分かりました。

(会長)

・他はいかがですか。今日は基本的な方向性についての確認ということで、次回、来月には具体的な数字を盛り込んだような形での会議が開催されるということです。色々ご意見ちょうだいしましてありがとうございました。また、何かお気づきの点がありましたら、事務局の方にご意見お出しいただきたいと思います。ほかに事務局の方から報告はございますか。

(事務局)

- ・次回会議の日程等について。

(副会長)

【閉会挨拶】

・本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございました。本当に国は色々なことを言っていますが、なかなか具体的なことは決まっていなくて、こういう会議でものを決めていくということは非常に大変なことだと思います。資料もたくさんつくっていただきましたので、高齢福祉課の方も非常に大変だと思いますが、今後とも、どうぞよろしく願います。今日はありがとうございました。

(16 : 10 終了)